

平成27年10月臨時教育委員会 会議録

10月臨時教育委員会を平成27年10月5日午前9時30分 市役所教育委員会室に招集する。

◆出席者

教育委員 委員長 紀藤統一 委員 村上恵美子 委員 林 良忠
委員 宮田雅隆 委員 高木浩行 委員 千葉桂子
教育長 奥村英俊
事務局 武内教育部長 武藤学校教育課長 勝村主幹兼指導室長
記録者 田中直美

◆次 第

- 1 開 会
- 2 付議事件の審議
第12号 中学校の通学区域について
- 3 その他
- 4 閉 会

◆議事内容

1 開 会	
委員長：	ただ今より10月臨時教育委員会を開催します。 10月1日に開催されました、第4回の通学区域審議会の協議、答申を受けての開催となりましたのでよろしく申し上げます。
2 付議事件の審議	
委員長：	付議事件に移ります。第12号議案「中学校の通学区域について」事務局より説明をお願いします。
事務局：	10月1日に第4回犬山市立小中学校通学区域審議会を開催し、資料のとおり審議会より教育委員会に答申がありました。 この答申を受け、城東中学校と東部中学校の学校規模及び通学区域の適正を期するため、前原地区の通学区域を平成28年度より城東中学校区より東部中学校区に変更するものです。なお、平成30年度までは経過措置として、城東中学校への通学を希望する場合には、城東中学校に通学できるものとします。
委員長：	この件について意見等ございませんか。特に経過措置のあたり、皆さんから意見をいただけたらと思います。
委員：	議案の経過措置のところですが、城東中学校に通学を希望する場合にはのあとに、小中学校指定校変更の要綱の該当条文、第2条の13号、これに基づき経過措置をと書いた方が議案としてはいいと思います。合わせて、経過措置の文言を通知文にするのか、それとも、ここの校区だけの通学区域の経過措置に係る取扱要領のようなものを別に作るのか。要領となると、平成31年3月31日で廃止となりますけど、要領を作るのか、通知分として文章を残すのか。その2点。通学路は別途でいいと思います。

	要領を作るのなら、経過措置の希望をする人はいつまでにということを入れるかです。そういう文言を入れておいたほうが良いと思います。そうすると今後同じようなことがあった場合にいいのかなと思います。
委員長：	村上委員から要綱の第何条に基づくというような文字を入れておいたほうが良いのではというのが1点、もう1点が経過措置について、取扱要領のようなものか、通知文とするのかということでご意見をいただきたいと思います。
教育長：	いろんな方法があると思います。要綱に限って言うと、2条の13号の「その他教育委員会が適当と認めたとき」の文面を分かりやすくしておくというのが1つ、全く要綱の別のところに内規として、前原地区についてはこういうふうに措置をとりますよ、申し出があった時には検討しますという文章を入れるなど、要綱で対応できないかと思っています。
委員：	要領で明文化して、いつまでに申し出なさいとか、学期の途中はダメだよとか。そのあたりを細かな案として規定したほうが良いのでは。それは、保護者に話してからでもいいと思います。
教育長：	それは要綱の中の第2条の文言なんですね。要綱自体をお渡しすることも一つの方法かもしれませんね。条件として第2条の項目ははっきりしているわけですので。 ただ、保護者の方はあまりご存知ないかもしれませんね。第2条がすべてあって。第2条の13号の適当と認めるときというのは、何かというのが、はっきり分からないかもしれません。それはこれまででもケースバイケースというのがあるので、文字にはなかなかしにくい。しかし、今回に限って言うと、前原地区の話をごどこかに、要綱の内規のような文章で1枚つけておくか、何かつけた物は残しておかないといけないと思います。
委員：	答申はもらったけど、教育委員会としてはちゃんとこういう要領、条文に入っているという扱いをしたほうが良いと思います。教育長がおっしゃるように1人のことという特例ではなく、何人かのトータルのことなので、残しておかないと。4年生、5年生が今は切羽詰っていないけれど何年かするとそんなはずじゃなかったという事ではいけないので。明文化するのと、簡単な言葉でお知らせするというのが必要かなと。
教育長：	今度の説明会は説明会として、少なくともどちらかの学校に行くのかというのは調査しないといけませんので、その時のお知らせは説明会の後で、具体的に動かなければならない。何かの形では作っていかねばいけないと思う。
委員：	この要綱は後で渡すのですね。今度の説明会では配らないのですね。
教育長：	説明会ではいろんな質問があると思うので、これを土台にしますよということと、心配になるのは、保護者の方がこのルールだと行けないんじゃないかという話になるが、ベースは皆さんがこれでいいよとおっしゃれば、基本的に個別に対応しますので、教育委員会に申し出てくださいと、説明をしておいたほうが良いのかなと。要綱はあるけれど、個別の対応になると思います。
委員：	一市民は、条例とか要綱なんてわからないので、これを示すのもいいのかなと。こういうものに則ってやっているんだということを示すのもいいことなのかなと思います。
教育長：	要綱を、お示しすることはできます。
委員：	やっぱり、そういう機会も市民の方に提示していかないと。教育委員会の中だけで

	やっているとわかってもらえないし、こういうものに則ってやっているんだよという事を示す機会にもなると思います。
教 育 長 :	お知らせすることは大事ですが、最終的には、個別対応になると思います。
委 員 :	この議案に問題点はあるのですか。
教 育 長 :	議案そのものについての大きな問題は、審議会の委員さんたちは思ってはみえなくて、この答申となりました。審議会においても「兄弟関係をきちんと謳うべきだ。」という案にはなりません。そのあたりこれまでの教育委員会では議論になった部分でもありますので、兄弟関係はどうだろうと、議論はしましたけれど、審議会では特にありませんでした。
委 員 :	そうであれば、説明会をした時に、説明を受けた人はいいですけども、受けない人たちは、なんでこうなったと、そこから入ってしまう。しっかりと経過の部分と、アンケートの部分と、説明会による意見の部分のしっかりと説明していただいて、こうなりましたという事をやっていかないと、また私は聞いていませんと低学年の親がいうことになってしまうと。それをなるべく避けたいので。
委 員 :	今後のスケジュールはわかりますか。
事 務 局 :	8日、今週の木曜日に保護者対象の説明会を開催します。
委 員 :	それは、PTA ですか。
事 務 局 :	1年生から6年生までの前原地区の保護者全員が対象です。
教 育 長 :	説明会の後に、6年生の保護者に文章を流します。どちらの中学校を選択しますかの。人数を確定し、学校サイドでは、これだけの人数だから、学級の構成、教員の構成と動きます。そのあとでこういうことがありましたのでというお知らせ文章を出すことになります。
委 員 長 :	親の意見と子供の意見が食い違うということはないのでしょうか。
教 育 長 :	それはありうると思います。子供達を迷わせないといけないという思いは私はあるのですが、最終的には家庭での話の中で決めていただかなければならないと思います。
委 員 :	東小学校の子供たちはこれから全員東部中学校になるのですね。
教 育 長 :	東小の校区としては、東部中学校の校区ですよ。説明としても東部中学校の校区ですと、説明をしていきます。
委 員 :	今ここで協議したことが将来的に響いてくると思います。個別に対応はするのだけれど、線引きはきちんとしなければいけないと思います。この人はこうだ、あの人はこうだ、というのはどうかと思います。
教 育 長 :	いつも申請は出していただいています。申請上、どなたが見てもおかしくない形にしなければいけないと思います。そういうルールに基づいての申請にしなければいけないと思います。
委 員 長 :	もうひとつ心配なのは、通学路の安全対策について、東部中学校が必ず安全な通学路ということで考えなければいけません。通学路はPTAの方と話し合うのですか。
教 育 長 :	通学路は、前原地区、前原台地区の地区委員を構成してもらって、その方たちと話し合いをしていくことになると思います。私は今の段階で一本細かく決めてしまうのではなくて、多少複数の路線があってもいいと思っています。通学路の安全対策は、全地域の通学路と一緒になんですけど、少し考えて対応していかなければいけないと思

	っています。
委員長：	最終的にこの道になるよと、細かいところはそれぞれの家庭で考えると思いますが、それに積極的に学校が関わっていくということ。それともう一つ部活動の関係ですけど、今の状況より生徒数が増えていけば・・・
教育長：	そんなには増えません。
委員：	クラブ数を増やすことはできないのですか。
教育長：	一気に増えることはありません。場合によっては減るかもしれません。競技種目によっては。全地域の競技種目が少ない種目。それはこれからの検討になります。
委員長：	合同チームで出場はできますよね。それを活用するのも一つかもしれませんね。
教育長：	そういう方法もあるということは、学校の先生も承知しておかなくてははいけません。それは学校の中で対応することになると思います。
委員：	10月15日の定例教で、説明会の状況を報告していただきたいと思います。できれば発言者の学年を聞いてもらおうと、低学年と、来年から該当の学年と意見がわかると思います。そのあたりを、口頭での説明をお願いしたいと思います。
学教課長：	兄弟関係の経過措置の範囲についても、先ほど線引きというお話がありましたが、文章的には何も規定がありません。皆さんどのようにお考えでしょうか。
委員長：	それは、平成30年度を超えてということですか。平成30年度までに城中に進学した子で、下の兄弟がいる場合ですか。
学教課長：	そうです。
事務局：	第4回の審議会では、案1として、平成30年度までの経過措置、案2として、兄弟が同時に城東中学校に通学する場合の経過措置、案3として、過去に遡って城中に通学したことがあれば城中に通学できるという経過措置、という3案をお示ししましたが、審議会では案1が採択されました。
委員：	審議会では、そんなに細かいところまで責任は持てませんよ。ということだと思います。平成30年度という線を出せばいいと思います。
各委員：	(皆さん同意)
委員：	事務局としては通学路も、東部中学校の通学路として整備しますので、経過措置は3年でという事で、それは一つの理由になると思います。
教育長：	兄弟関係の経過措置については個別に相談くださいということです。 審議会でも、いじめについての対応が話題になりましたが、それについては対応していますと口頭で説明をさせていただくということになります。
委員長：	それでは平成30年度ということで、この議案については了承ということでよろしいですか。
各委員：	結構です。
委員長：	了承されました。
委員長：	閉 会
	以上をもちまして、10月臨時教育委員会を終了させていただきます。